

防衛省組織令の一部を改正する政令案要綱

- 一 大臣官房の参事官の定数を六人から七人に改めること。(第十条の四関係)
- 二 防衛装備庁の調達管理部調達企画課の所掌事務である装備品等の標準化の促進に関することを装備政策部装備政策課に移管するとともに、所要の規定の整備をすること。(第十条の三、第七百七十三条、第七百七十六条、第八百八十八条及び第二百一条関係)
- 三 この政令は、令和七年四月一日から施行すること。(附則関係)